報道発表資料

Press Release

諫早市

令和8年10月21日提出

諫早市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和8年10月28日(水) 16時30分～17時00分
場 所	諫早市役所 本館4階 特別応接室
内 容	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長に提出します。 この意見書は、地域の農業者が抱える課題や要望等について、農業委員会活動を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し提出しなければならないとされており、農業委員会組織が新体制に移行した平成28年度から毎年、市へ提出しています。
イベントの場合	①開催の PR 希望　／　②当日の取材希望　／　①②両方希望
問い合わせ先	諫早市農業委員会事務局　担当:嶋田 電話番号:0957-22-1500(内線2260) E-mail:nogyocom@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備 考 (記事解禁日等)	

≪詳細資料≫

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の概要

1. 担い手への農地利用の集積・集約化の推進について

〇担い手への農地の集積・集約化を進めるため、平野部、丘陵地帯、山間部地域など地域の実情に合う基盤整備事業及びスマート農業が導入できるような圃場整備事業を要望。

〇少子化の進展の中、後継者がいない農家が増加し、優良農地でさえ遊休農地化する恐れがあることから、担い手にスムーズに農地が引き継がれるシステムの構築を要望。

〇作業効率の著しい向上が期待される大型農業用機械やドローン導入等に対する支援の強化を要望。

2. 遊休農地の発生防止と解消に関する施策の推進について

〇農地パトロールや農地の利用状況調査及び意向調査を実施し、遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動を行っているものの、狭小地や接道がないなど条件不利農地では、適正な管理が行き届かず、遊休農地の発生を食い止められない状況の報告。

〇中山間地域等直接支払交付金などの活用により、農地の保全管理に一定の効果はあるものの、過疎化が加速し、農家数が減少する中、個々での管理には限界があり、草刈りや農道・水路などの保全管理について、地域ぐるみで守っていく体制づくりなどの支援を要望。

3. 新規参入等に関する施策の推進について

〇新規就農後安定的に営農できるよう継続的な指導や、地域と関係機関が連携したアフターフォロー体制の構築を要望。

〇初期投資費用の軽減のため既存ハウスの有効利用や実践的な研修農場であるトレーニングファームの充実、試験的に農業を始められるような試験圃場、パイプハウス施設の貸与などへの支援を要望。

〇親元就農者への支援については、近隣自治体も独自の支援策を講じており、本市としても独自の支援策を設けるなど、新規就農者への補助等と同程度の支援を強く要望。

4. その他

(1)有害鳥獣等の対策について

〇防護柵の補助については、受益戸数3戸以上という要件を個人での補助申請を認めるよう要件の緩和を要望。

〇防護柵は出入口部分が脆弱なため、補強するための資材等を補助対象に含めるよう要望。

〇諫早湾干拓の干陸地では、依然としてイノシシが繁殖・増加していることから、適切な管理を引き続き国や県へ働きかけるよう要望。

〇カラスやカモ、スクミリンゴガイによる被害も依然として継続しているため、駆除や捕獲に対する支援を要望。

4. その他

(2)農業経営の安定化に対する支援について

〇国際紛争による不安定な情勢が続き、肥料や燃油など農業に必要な資材の価格が高止まりすることが想定されることから、肥料や燃油など農業生産に必要な資材等の高騰分に対する支援を要望。

〇労働力が不足し雇用の確保が難しくなっているため、人手不足を解消させる施策を講ずるよう国や県に対する要請を要望。

〇農業で生計を立て得る収益確保のための施策や、高付加価値農産物の品種開発等への支援を要望。